



## グラントソントン致同 Japan Desk News Flash

### 2019年第3号

#### 今回のテーマ：個人所得税の特別付加控除に関する Q&A

個人所得税法の改正後、いくつかの規定が追加及び削除された。今回は、実務上現れるような問題をまとめ、解答を共有する。

#### 主な内容

## Q&A

1	特別付加控除情報表(以下、控除情報表と略称する。)にはどのような申告方法があるか？	方法一（推奨）：遠隔操作税務システム。(税務局が配信する個人所得税 APP 或は税務局 HP からの申告)。 方法二：電子版フォーマットへの入力 方法三：紙版フォーマットへの記入 電子版フォーマット或は紙版フォーマットによる方式では、申告用紙を一式2部とし、個人と会社（或いは税務機関）が署名（押印）した後、其々が調査に備え保存する。
2	控除情報表を直ちに会社に提出しなかった場合、どうすればよいか？	当年度の12月まで、給与賃金所得、労務報酬所得が支給される際、会社に控除を申請することができる。または、翌年3月1日から6月30日までの間に、控除情報表を主管税務局に提出し精算することもできる。
3	納税年度内において、情報を変更するには、どうすればよいか？	納税年度内において、納税者の関連の情報に変更があった場合、控除情報表を更新し、会社或いは主管税務局に速やかに申告する。
4	勤務先を変更した場合、どうすればよいか？	納税者は会社を源泉徴収義務者と見なす為、特別付加控除を利用する場合、新勤務先に入社する際、新勤務先に控除情報表を提出する。
5	情報が変わらない場合、毎年控除情報表を提出する必要があるか？	納税者は会社を源泉徴収義務者と見なす為、特別付加控除を利用する場合、毎年12月に来年度の特別付加控除の内容を確認し、会社に提出する。 納税者が適時確認しない場合、会社は翌年1月より暫時控除を停止し、納税者が確認後、特別付加控除の手続きを再開する。
6	提出した控除情報表が不正確であった場合、誰の責任か？	納税者は提出した情報の真实性、正確性、完全性に対して責任を負う。 会社は提出した情報が実際の状況と一致しないことを発見した場合、納税者に情報の修正を要求する。納税者が修正を拒否する場合、会社は主管税務局に報告することができる。主管税務局は直ちに処理しなければならない。

7	控除情報表及び関連資料を何年保存しなければならないか？	納税者は控除情報表及び関連書類を、法定確定申告期限終了日（翌年 6 月 30 日）より 5 年間保存する。また、源泉徴収義務者は納税者が提出した控除情報表を、源泉徴収年度の翌年度（翌年 1 月 1 日）より 5 年間保存する。
8	会社は、納税者が提出した特別付加控除情報の申請を拒否することができるか？	できない。
9	会社は無断で納税者が提出した関連情報を変更できるか？	できない。
10	会社は情報に対して守秘義務を負っているか？	負っている。
11	会社は納税者に対して、当年度に処理した特別付加控除情報を提供する義務があるか？	ある。年度終了後 2 ヶ月以内に、会社は納税者に当年度に処理した特別付加控除情報を提供しなければならない。また、年度内において、納税者が会社に特別付加控除情報の提供を要求した場合、会社は当該資料を提供しなければならない。
12	関連資料を紛失した場合、どうするか？	税務局が納税者の特別付加控除を審査する際、納税者が関連資料を提供できない、又は提供する保存書類が関連情報の証明にならない場合、税務局が納税者にその他の証明資料を要求する。納税者はその他の証明資料を提供できない、或いはその他の証明資料が十分な証拠にならない場合、関連する特別付加控除を享受することはできない。
13	偽の情報を申告した場合、どうなるか？	偽の情報を申告した場合、税務局は納税者に納税を要求する。状況が深刻である場合、関連信用情報システムに登録し、国家関連法規に従って、処罰を実施する。税収徴収管理法などの法律法規に違反する場合、税務局はその法律法規に従い、違反行為に対して処分する。

以上